

**改正**

昭和59年1月25日告示第3号

昭和59年2月21日告示第5号

昭和59年3月30日告示第15号

昭和61年6月30日告示第35号

昭和62年12月24日告示第38号

平成7年12月21日告示第29号

平成12年3月9日告示第8号

平成15年2月19日告示第3号

平成19年3月30日告示第27号

平成20年2月25日告示第4号

平成24年3月30日告示第10号

令和3年4月5日告示第17号

令和4年2月24日告示第4号

真鶴町の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、別に定めるものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定に基づき、真鶴町の指名競争入札に参加することができる者の資格、資格認定の方法及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

**第2条** この要綱は、次の契約について適用する。

- (1) 工事の請負
- (2) 製造の請負
- (3) 物件の買入れ又は買受け
- (4) 地質調査、測量又は設計の委託
- (5) その他、特に町長が必要と認める契約

(入札に参加することができる者)

**第3条** 前条に規定する契約に係る指名競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれ

かに該当する者以外の者で、指名競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有することについて、次条の規定による町長の認定を受けた者及びその者の営業を継承したと認められる者とする。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者又は要綱第9条第4号若しくは第5号の規定に該当して入札参加資格の認定の取消しを受けた者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (2) 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者（同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情にあると認められる者を除く。）
  - (3) 営業に関し、許可、認可、登録等を受けることとされている場合に、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- (入札参加資格の認定)

**第4条** 入札参加資格の認定は、その種類ごとに、次の各号に掲げる事項について審査した結果を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 年間平均の完成工事高、販売高、製造高又は受託高
- (2) 資本、資産その他経営の状況
- (3) 職員数
- (4) 営業年数及び業務経歴

2 災害復旧及び維持管理等に必要な諸工事のため緊急又は短期間に完成する必要がある工事、特定の機械又は技術を必要とする工事その他町長が特に必要と認める工事については適用しない。

(入札参加資格認定の時期及び有効期間)

**第5条** 入札参加資格の認定の時期及びその有効期間は、次の表のとおりとする。

認定の時期		有効期間	備考
初年度	3月	認定の日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日まで	本申請
	9月	認定の日の属する年の10月1日から翌々年の3月31日まで	
次年度	3月	認定の日の属する年の4月1日から翌年の3月31日まで	追加申請
	9月	認定の日の属する年の10月1日から翌年の3月31日まで	
特に町長が必要と認める場合		認定の日の翌日から町長が必要と認める期間	

(入札参加資格認定の申請)

**第6条** 第4条第1項の規定による入札参加資格の認定を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該営業を行っていることを明らかにする書類（申請者が法人である場合にあっては、商業登記の登記事項証明書）
- (2) 当該営業に関し、許可、認可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、認可、登録等を受けていることを証する書類
- (3) 最近1年間の消費税及び地方消費税並びに事業税に係る納税証明書（町内に事業所を有する者については、町税に係る納税証明書も必要とする。）
- (4) 最近2年間の貸借対照表、損益計算書その他経理状況を明らかにする書類
- (5) その他町長が別に定める書類

3 前項に定めるもののほか、建設業の許可を受けている申請者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2の規定により建設大臣又は都道府県知事の行う経営事項審査申請書の写し、それ以外の者は、経営規模等総括表（統一様式2）、工事経歴書、業務経歴書、技術者経歴書、営業所一覧表、主要取引金融機関名、使用印鑑届、印鑑証明書及び代表者身分証明書をそれぞれの参加資格審査申請書に添付しなければならない。

4 第1項に規定する入札参加資格認定の申請は、次項に定める期間内に提出しなければならない。

5 申請書の受付時期及び場所は、次のとおりとする。

認定の時期		受付期間	場所	備考
初年度	第1回	認定の属する年の1月4日から1月末日まで	財務課	本申請
	第2回	認定の属する年の8月15日から8月末日まで		追加申請
次年度	第3回	認定の属する年の1月15日から1月末日まで		
	第4回	認定の属する年の8月15日から8月末日まで		

（入札参加資格の認定）

**第7条** 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、あらかじめ入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、その意見を徴して入札参加資格の認定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格を認定した者については、その商号、氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所を入札参加資格者名簿に登載するとともに、審査の結果を申請者に通

知するものとする。

(審査委員会)

**第8条** 第6条の規定による入札参加資格認定の申請を審査するための審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副町長がこれにあたる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務代理者を定める。
- 6 委員は、参事、各課長、国民健康保険診療所事務長及び議会事務局長がこれにあたる。
- 7 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 審査委員会の事務は、財務課が行う。

(入札参加資格の認定の取消し)

**第9条** 町長は、入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人となったとき又は破産したとき。
  - (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。
  - (3) その営業に関し、必要な許可、認可、登録等の取消しを受けたとき。
  - (4) 虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。
  - (5) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により入札参加資格の認定を取り消したときは、入札参加資格者名簿からその者に係る記載を削除するとともに、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

(入札参加者の指名)

**第10条** 町長は、別表の指名基準表に基づいて第7条の規定による入札参加資格認定者の中から個々の契約による入札参加者を指名するものとする。

- 2 町長は前項の規定により、土木工事の場合にあっては、1件当たりの設計額が500万円以上、その他の工事の場合にあっては、1件当たりの設計額又は見積額が100万円以上、物品等を一度に購入する場合にあっては、見積額が100万円以上のとき、それぞれ指名委員会の意見を徴するものとする。

(指名委員会)

**第11条** 個々の契約の入札参加者を選考させるための指名委員会を設ける。

- 2 指名委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副町長がこれにあたる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務代理者を定める。
- 6 委員は、参事、各課長、国民健康保険診療所事務長及び議会事務局長がこれにあたる。
- 7 指名委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 指名委員会の事務は、財務課が行う。

(秘密の保持)

**第12条** 委員会の委員及び委員会に出席し、又は関係した職員は職務上知り得た入札業者の指名選考に関することを他にもらしてはならない。

#### 附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱施行のとき、従前の取扱いにもとづいて提出されていた指名願等は、この要綱による入札参加資格の認定申請とみなす。

#### 附 則 (昭和59年1月25日告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

#### 附 則 (昭和59年2月21日告示第5号)

この告示は、公表の日から施行する。

#### 附 則 (昭和59年3月30日告示第15号)

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和61年6月30日告示第35号)

この告示は、昭和61年7月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和62年12月24日告示第38号)

この告示は、昭和63年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成7年12月21日告示第29号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(切替期間における入札参加資格の認定の時期及び有効期間)

- 2 改正前の真鶴町の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱第5

条によりすでに入札参加資格認定されている者の有効期間については、改正前の有効期間とし、改正後の真鶴町の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱第6条第5項により平成8年2月1日から2月末日までに申請のあった者については、第5条による入札参加資格の認定の時期及びその有効期間は、次のように読み替える。

認定の時期		有効期間	備考
初年度	3月	認定の属する年の4月1日から翌々年の5月31日まで	本申請

附 則（平成12年3月9日告示第8号）

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成15年2月19日告示第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第27号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月25日告示第4号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第10号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月5日告示第17号）

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月24日告示第4号）

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（有効期間の特例）

2 改正前の真鶴町の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要綱第5条により既に入札参加資格認定されている者の有効期間については、令和5年3月31日まで延長する。

（経過措置）

3 第5条による入札参加資格の認定の時期及びその有効期間及び第6条第5項による申請書の受付時期及び場所については、公表の日から令和4年8月末日まで次のように読み替える。

認定の時期	有効期間	備考

次々年度	5月	認定の日の属する年の6月1日から翌年の3月31日まで	追加申請
	9月	認定の日の属する年の10月1日から翌年の3月31日まで	
特に町長が必要と認める場合		認定の日の翌日から町長が必要と認める期間	

認定の時期		受付期間	場所	備考
次々年度	第5回	認定の属する年の4月15日から4月末日まで	財務課	追加申請
	第6回	認定の属する年の8月15日から8月末日まで		

別表（第10条関係）

指名基準表

指名執行に当たっては、次の各号の基準、工事成績及び地理的条件等を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 指名に際して、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、工事、製造、物件及び委託（以下「工事等」という。）の成績、手持ち工事等の状況、工事等の技術的な適性等の面から契約の履行がなされないおそれがないと認められる者
- (2) 特殊な工事等の契約の場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者及びその性質上特殊技術、機械器具又は設備等を有する者で、契約上有利であると認められるもの
- (3) 工事等の契約履行の期限又は場所等により、当該工事等に必要な原材料、労務その他を容易に調達し得る地理的条件において最も適当と認められる者
- (4) 工事等の施行を特に指定する必要がある場合において、その工事等の施行又は物件供給が可能であると認められる者
- (5) 工事等の実績において、特にその成績が認められる者
- (6) 真鶴町に住所を有する申請者（法人の場合は代表者も含む。）にあつては、町税を滞納していない者
- (7) 前各号の基準のほか、特に町長が相当と認める者